

令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次

子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点について ……P1～5

こ ども 部

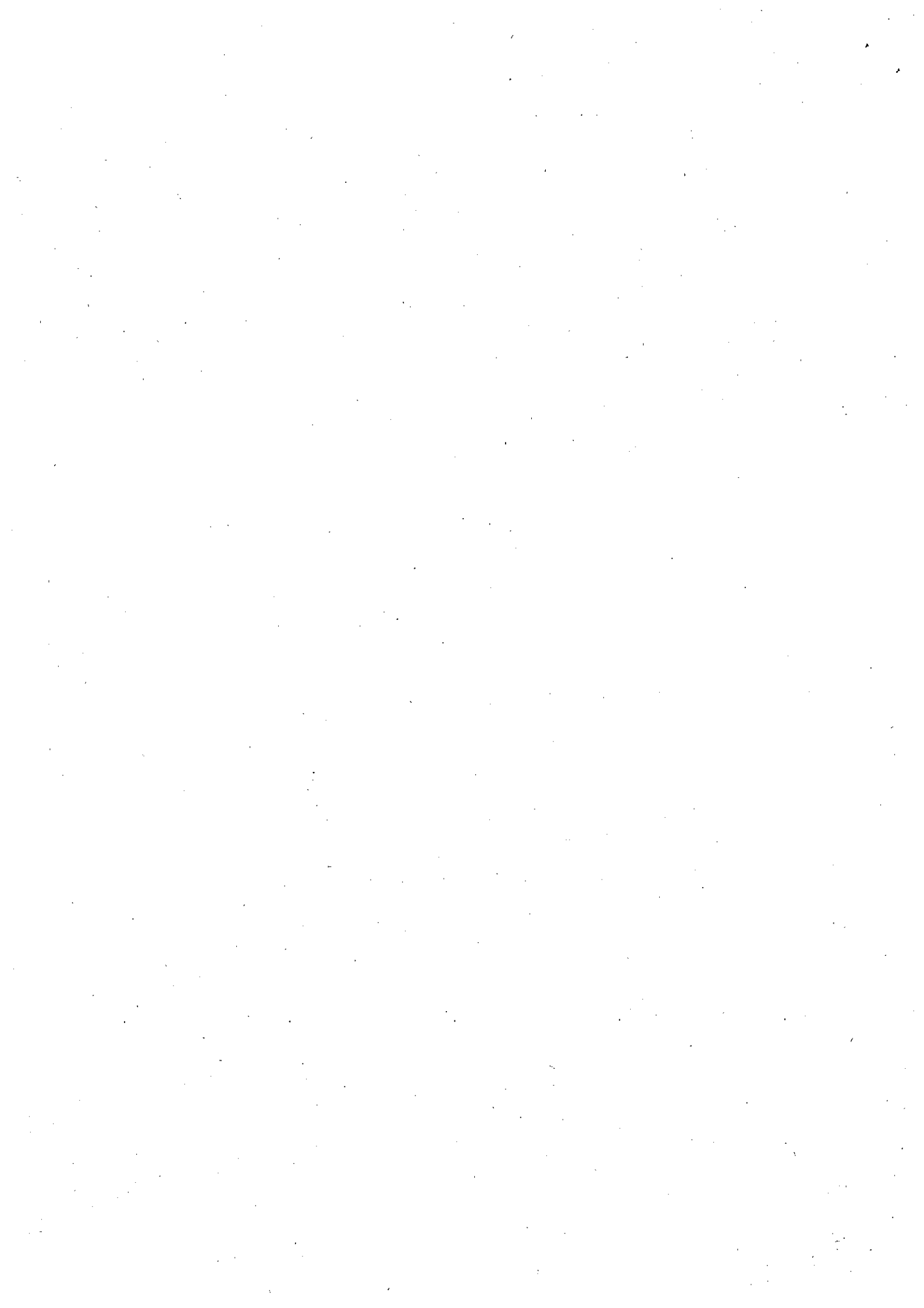
中 央 総 合 事 務 所

東 総 合 事 務 所

南 総 合 事 務 所

北 総 合 事 務 所

令 和 2 年 2 月



子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点について

1 背景

平成 28 年 5 月に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、母子保健法において母子保健施策を通じた虐待予防等が規定され、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことを目的とした「子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）」を設置するよう努めなければならないとされた。

併せて、児童福祉法において、市町村は、身近な場所における児童の福祉に関する支援等を適切に行うこととされ、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点（以下「拠点」という。）」の整備に努めなければならないとされた。

センターと拠点は、児童等に対する必要な支援を行うためのもので、センター及び拠点で把握した要支援児童等について、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた適切な支援につなげていくことができるものとされている。

なお、国において、センターについては、令和 2 年度末までに全国展開を目指すこととされ、拠点については、令和 4 年度までに全市町村に設置するとの目標が設定されている。

2 子育て世代包括支援センターについて

(1) 目的

母子保健施策を中心として、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、状況に応じ子育て支援策に関する所属との連携や情報提供を行いながら、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。

(2) 対象者

主に妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

(3) 事業内容及び実施状況

区分	事業内容	長崎市での実施状況
必須業務	①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の問診、妊産婦健診等 【こども健康課】 ・乳幼児健診等 【各総合事務所地域福祉課】
	②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の保健指導・相談 【こども健康課】 ・乳幼児健診等での保健指導・相談 ・訪問等による保健指導・相談 【各総合事務所地域福祉課】
	③支援プランを策定すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援台帳の作成 【こども健康課】 【各総合事務所地域福祉課】
	④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整 【こども健康課】 ・地域における関係機関との連絡調整 【各総合事務所地域福祉課】

(4) 担当職員

- | | | |
|----------------|-----|-----------------------------|
| ア こども健康課（総合調整） | 保健師 | ※母子保健事業と兼務 |
| イ 各総合事務所地域福祉課 | 保健師 | ※成人、高齢者等の福祉及び保健に関する支援事業等と兼務 |

3 子ども家庭総合支援拠点について

(1) 目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

市内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等

(3) 業務内容

- ア 子ども家庭支援全般に係る業務
- イ 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ その他の必要な支援

(4) 職員配置の基準（中規模型）

*類型：中規模型

国の設置運営要綱に定める基準	長崎市の体制 (子育て支援課相談係)
<p>① 子ども家庭支援員を常時3名 (1名は非常勤形態でも可)</p> <p>【主な職務】 ・実情の把握・相談対応・総合調整・調査、支援及び指導等・他関係機関との連携</p> <p>【資格等】 ・社会福祉士・精神保健福祉士・医師・保健師・保育士等</p>	<p>① 子ども家庭支援員 常勤7名 ・社会福祉士3名(1名は嘱託) ・保育士1名(嘱託) ・教員1名(嘱託) ・保健師2名(嘱託)</p>
<p>② 心理担当支援員を常時1名 (非常勤形態でも可)</p> <p>【主な職務】 ・心理アセスメント・子どもや保護者の心理的側面からのケア</p> <p>【資格等】 ・大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等</p>	<p>② 心理担当支援員 常勤2名 ・臨床心理士2名</p>
<p>③ 虐待対応専門員を常時2名 (非常勤形態でも可)</p> <p>【主な職務】 ・虐待相談・虐待が認められる家庭等への支援・児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整</p> <p>【資格等】 ・社会福祉士・精神保健福祉士・医師・保健師等</p>	<p>③ 虐待対応専門員 常勤3名 ・社会福祉士1名 ・教員1名 ・保健師1名</p>
<p>④ 必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員を置くことができる。</p>	<p>④ 事務処理対応職員 常勤1名 ・事務職1名</p>
<p>常時計6名以上</p>	<p>計13名</p>

*児童人口及び人口規模に応じて、小規模型、中規模型、大規模型の類型に区分されており、長崎市の場合は、「中規模型」(児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満、人口17万人以上約45万人未満)に分類される。

長崎市における児童等に対する必要な支援を行う体制＝子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点

子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条）

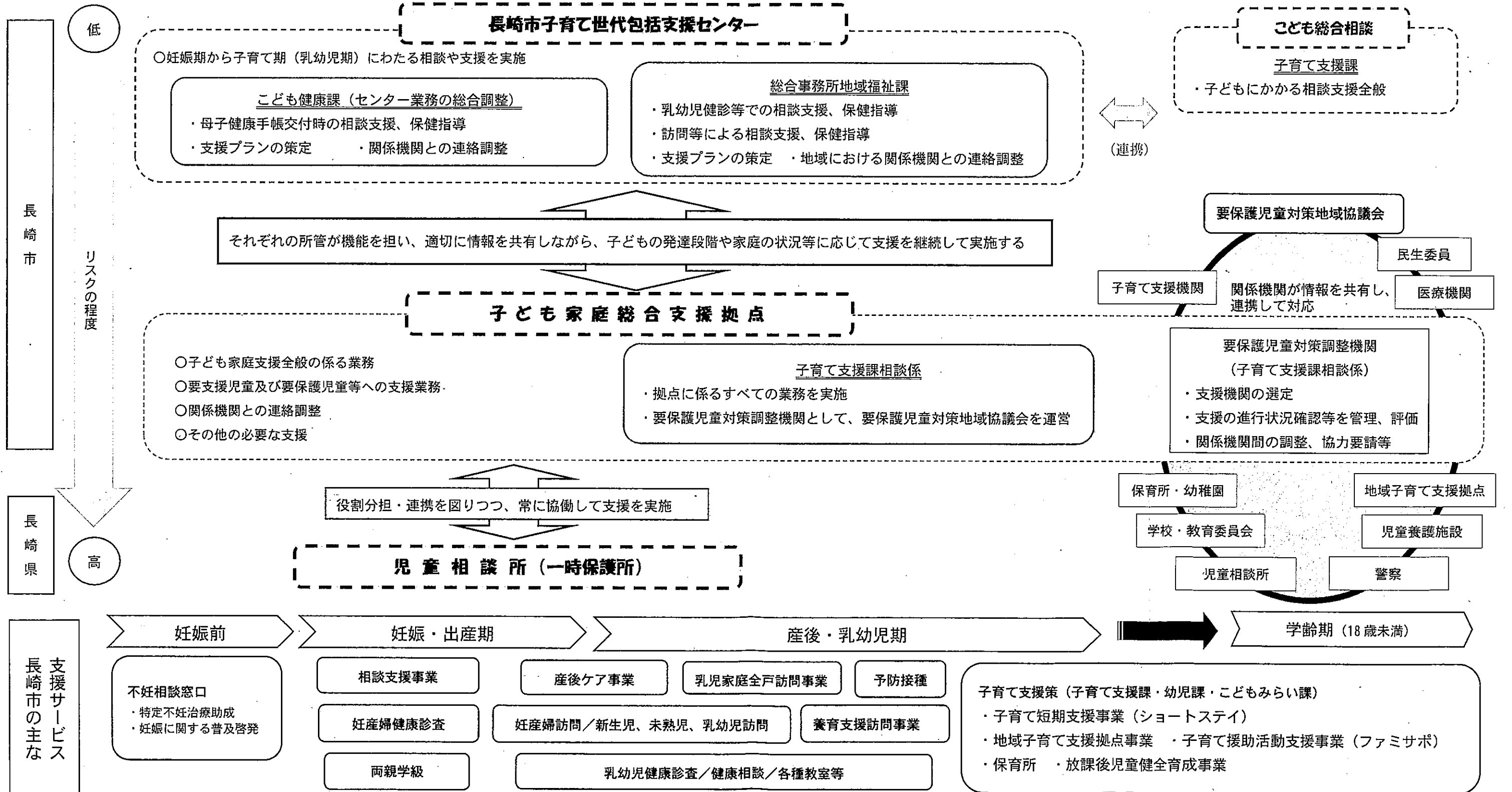
【設置目的】 子育て世代包括支援センターは、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。（令和2年度末までに設置の努力義務）

- 【必須業務】
- (1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握する
 - (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う
 - (3) 支援プランを策定する
 - (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条）

【設置目的】 子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点となるもの。（令和4年度末までに設置の努力義務）

- 【必須業務】
- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
 - (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務（相談・通告の受付、受理会議、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童記録票の作成、支援の終結）
 - (3) 関係機関との連絡調整を行う



妊産婦・乳幼児の相談窓口

(長崎市子育て世代包括支援センター)



こども健康課及び各総合事務所地域福祉課では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師・栄養士などの専門職が相談に応じます。

また、妊娠・出産・子育てに関わる情報提供を行い、必要に応じて母子保健サービスや子育て支援サービスへとつなぎます。

【こんなお悩みありませんか？】

- ・ 妊娠期をどう過ごしたらいいの？
- ・ 出産後、気分が沈んだり、イライラしてしまう…。
- ・ 赤ちゃんの便秘や湿疹が心配、赤ちゃんが泣き止まない。
- ・ 赤ちゃんの体重が増えているか心配。
- ・ 子どもの体や言葉の発達が気になる。

など



ひとりで抱え込まずに、まずはご相談ください！

市役所
別館

こども健康課（市役所別館1階）
☎829-1255

どこに相談していいかわからない場合は
こども健康課へ

お住まいの地区の
総合事務所

中央総合事務所
地域福祉課健康支援係
☎829-1429

東総合事務所
地域福祉課健康支援係
☎813-9001

南総合事務所
地域福祉課健康支援係
☎892-1113

北総合事務所
地域福祉課健康支援係
☎814-3400

お住まいの地区の総合事務所がどこかわからない場合は、
「長崎市 全体配置図」（長崎市ホームページ）で検索してください。

開設時間：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）午前8時45分から午後5時30分

いっしょで子育てしよう



ekao-ng.jp



子育て家庭に関する情報は、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」で発信しています。

子育て支援センターや保育所等の入所に関するお知らせもしています！